

第5章 重点協力対象国における WTO 協定実施に 向けた課題と改善方法

第5章 重点協力対象国における WTO 協定実施に向けた課題と改善方法

5 - 1 マレーシア国

5 - 1 - 1 優先度の高い課題

マレーシア国の WTO 協定履行に関わる能力は全般的に高く、支援要請があった案件の大半は、更なる専門知識向上のための研修、先進国の関連機関への職員派遣支援、であった。個別協定に関する支援ニーズの詳細は、下記の通りである。

(1) 農業協定・SPS 協定

個別協定についてマレーシア国政府が最も支援を期待している分野は、農業・SPS 分野である。主管省庁である農業省・保健省と MITI の両者が本分野のキャパシティ向上の必要性を強く認識しており、マレーシア国としてこの分野に支援が注力されるべきだという関連省庁間のコンセンサスが取れている。農業省は農業協定・SPS 協定がマレーシア社会に与えるインパクトについて理解を深める必要性を認識している。また、専門家派遣を通して農場評価、害虫リスク分析に関する技術移転を受け、防疫措置能力の向上を目指すことに意欲的である。保健省は食品安全分野の技術支援を求めており、試験所の強化、リスク管理等の専門知識の移転、先進国の関連機関及び国際機関へのスタッフ派遣支援等を含む包括的な能力構築プログラムの実施を希望している。そのほか、国内法と SPS 協定の整合性に問題があることが認識されており、この分野での支援も望まれている。

(2) TRIPS 協定

国内取引消費者省知的財産局は継続的に TRIPS 協定の理解を深め、マレーシア国経済への影響を把握することが重要であると認識している。TRIPS 協定に関する知識は幅広く共有される必要があるため、国内取引消費者省に加えて、MITI 及びその他の関係省庁、法務長官執務室、税関職員、民間セクター等を対象に TRIPS 協定の理解向上を目指す研修が実施されることを希望している。特に、水際措置、著名商標、三次元商標、生物特許、地理的表示、紛争解決、著作権、工業デザインに関する知識向上を希望している。また、知的財産権研修センター (IPTC) の強化への支援要請も上がっている。今後の支援プログラムの検討に備えて、現存のカリキュラム等に関する情報提供を要請している。実際のプロジ

エクト運営を考えた場合、TRIPS 協定担当部署の人的資源は弱体であるとの印象は否めず、援助受け入れ能力については十分な検討を要する。

(3) 紛争処理

法務長官執務室は WTO の紛争処理に関する専門能力強化の必要性を感じており、ケース・スタディーやシミュレーションを用いたワークショップへの参加を希望している。過去の紛争の事例としては、検疫措置が問題となったオーストラリア国のサーモンのケース、補助金が問題となったカナダ国の航空機のケース、競争が問題となった EU のバナナのケース、知的財産権が問題となったインド国の医薬品のケース等についての関心が高い。

(4) TBT 協定

SIRIM は TBT 協定全般に対する理解に加えて、TBT 協定に関わる通報についての専門知識を高める必要性を認識している。SIRIM の子会社である「SIRIM 研修サービス(SIRIM Training Services)」では民間エンジニア育成コースを提供しているが、講師は SIRIM 担当者のため、この分野の講師確保が重要となっている。単発的に実施されるセミナーやワークショップでは能力向上効果に限界があるため、持続可能な長期的支援枠組みを求めている。

マレーシア国に存在する約 2,600 の標準については、定期的な見直しを通して国際標準との整合性を確保する必要があるが、これらの作業は一度に行なう必要はなく必要に応じて随時実施すればよいと認識されている。現段階では、SIRIM はこれらの作業に対して外部の支援を受け入れられる状況にない。SIRIM は 1996 年の公社化によって政府機関ではなくなり、基準・認証分野における政府の技術的サポート機関となったため、今後の案件形成のカウンターパートとして SIRIM を位置付けることは難しい。今後、TBT 政策に関する議論に標準局の関与が不可欠である。

(5) 関税評価・原産地規則協定

関税局では、通関後監査に関する知識が不足している。また、原産地規則及び関税評価に関する支援も必要としており、特に原産地規則協定については AFTA・CEPT への対応を兼ねて理解する必要性を感じている。

5 - 1 - 2 留意事項

1) 実施に重点を置いた開発調査

本協力に関して、マレーシア国政府は調査結果のレポートのみを提出するといった開発調査を希望していない。マレーシア国の WTO 協定履行能力が既に高いレベルに到達していることから、個別協定に関する研修の実施といった具体的かつ専門的な技術移転が求められている。

2) マレーシア国の開発政策を理解した上での開発調査

既に述べたように、マレーシア国はマレー人を優遇する「ブミプトラ政策」が実施されており、WTO 協定の大原則である「最恵国待遇」「内国民待遇」の確保と、国内開発政策の調和にあたってセンシティブな課題を抱えている。こうしたマレーシア国独自の政策を十分理解した上で、画一的な自由化を押し付けることのない支援を実施していくことが必要である。

3) ステアリング・コミッティーの設置

本協力案件は、調整を行なう必要のある機関が複数の省庁にまたがっており、関係機関の協力が不可欠となっている。既にマレーシア国の場合、通商産業省 (MITI) が WTO 交渉上のナショナル・チームの事務局となっていることもあり、本案件の実施にあたっては、引き続き MITI が指導力を発揮し、支援実施のステアリング・コミッティーの事務局となっていくことが求められる。その際、経済開発企画院 (EPU) との協力体制の構築も不可欠である。

5 - 2 フィリピン国

5 - 2 - 1 優先度の高い課題

フィリピン国においては、総じて関係各省庁は WTO 協定義務の履行を含む関連業務遂行にあたり、体制、知識等の面で能力強化を重要課題と認識している。支援希望案件の大半は（１）WTO 全般および各協定の位置付けの理解を深めるための研修、（２）政策担当者および民間に対する貿易自由化、WTO 履行の意義と重要性を啓蒙するためのセミナー、（３）WTO 関連情報を入手するための IT 環境の整備等に集約される。

個別機関においてフィリピン国政府が最も支援を期待している対象はまず、BITR を中心とする WTO 情報入手のための IT 環境整備、ならびに関係各機関のネットワークの整備が挙げられる。

貿易制裁措置(AD、SG、CVD)に関しては、関税委員会及び貿易工業省輸入局(DTI-BIS)における高い協力ニーズがある。新規に発効した国内法の他国との比較による精査、貿易救済措置全般に関しては、実施機関職員の能力向上ニーズが高い。また、BIS においては、貿易制裁措置発動に向けた初期調査等を行うにあたり、情報インフラの欠如が支障となっている旨強調しており、上記 IT 環境整備の一環として整備された貿易統計データを有する関税委員会等とのネットワーク構築支援に対する希望が高い。

TBT 分野では貿易工業省製品規格局(DTI-BPS)を中心とする認証 / 認定制度に係る適切な組織体制構築に向けた支援が求められた。具体的には、フィリピン国における現行の整合性評価システムにおいて、BPS が認証業務(recognition)と認定業務(certification)を平行して実施することとなっており(但し、一部認定業務は別機関) 民間の第三者認証機関の導入等を含む組織改善に向け、根拠法となる法制度の見直しを行う等の取組が必要となっている。

GATS に関しては約束表と国内法との関係の理解促進、協定履行の重要性についての認識を高めるため、関係省庁や民間を対象とした啓蒙活動が必要とされる。

5 - 2 - 2 改善方法の検討

貿易工業省のキャパシティビルディングに関しては、まず開発調査で組織診断を行うことが効率的であろう。調査において、同省が必要とする人材・インフラ・組織などを提言する。提言に即して人材育成プログラムの策定(パイロットプログラムの実施) インフラ

の整備（IT を利用したパイロットプログラムの実施含む）などを行う。人材育成に関しては、必要であれば外部研修機関を活用することも検討したい。WTO 協定、紛争解決、交渉など一般的な分野における研修を開催する場合には、他の関連省庁からも関係者に出席を促し、合同で研修を行うことが望ましい。可能であれば、教材の開発を行い JICA プロジェクト後の継続性にも配慮したい。

5 - 2 - 3 留意事項

（１）実施に重点を置いた開発調査

本協力についてはレポートのみを提出するタイプの開発調査は歓迎されない。むしろ、実際に研修を行う、教材を開発する、コンピューターシステムを導入する、といった具体的な成果が求められている。本協力においてはこのような現地の意向を加味し、効率的で効果的な支援を行うことが望ましい。

（２）WTO 技術委員会の活用

本協力は複数の省にまたがり、関連各省庁の協力が不可避である。既述のとおり、フィリピン国には既に、WTO に関する諸問題に対応すべく、Committee of Tariff and Related Matters (CTRM、「関税及び関連する諸問題に関する委員会」)の下に、「WTO 技術委員会（仮訳）」(Technical Committee on WTO Matters)が設置されているため、協力を進める上で、同委員会を活用していくことが重要となる。

なお、CTRM における WTO への対応について、組織改編の動きが水面下で進んでいる模様であるとの事実には留意することが必要である。事実関係や、改編のタイミング、改編後の体制（議長ならびに事務局）に関わる情報を確認の上、協力を進める際には、分野・課題毎に内容に応じ、フィリピン国政府部内での適切なカウンターパートを選定していくことが重要となる。

（３）ステアリング・コミッティーの設置

本協力は複数の省にまたがっていると同時に、ステークホルダーは政府部内に留まらない。そこで、関連各省及び産業界、さらにはフィリピン国ではプレゼンスが高いといわれている、いわゆる Civil Society（市民社会）をも巻き込んだ形で含めたステアリング・コミッティーの設置を検討することが重要である。ステアリング・コミッティーは主要省庁の局長レベル、ならびに産業団体や NGO のキーパーソンで構成されることが望ましい。そ

のため、開発調査の初期にこうした人材の存在を確認することが必要となろう。

（４）限られた予算制約と持続性の確保

開発調査では政策の立案とパイロットプロジェクトの実施が重要なツールになるが、フィリピン政府の制約条件（予算制約、人員数の不足）を加味して、継続的に実行可能な政策立案をすることが重要である。

（５）通信インフラの未整備

コーディネーション能力向上のため IT 技術を利用したキャパシティビルディングは可能であるように思われるが、フィリピン政府の電子政府化は遅れており、特に省庁間を結ぶ専用回線やファイバーなどに限りがあり、一般の電話回線に頼らざるを得ない面が多い。電話回線の容量が不十分であることが予想されるため、こうした支援を行うにあたり通信インフラの問題は一つの制約条件になる可能性があることに留意すべきである。

5 - 3 タイ国

5 - 3 - 1 優先度の高い課題

(1) 商務省事業経済局 (DBE) を中心とする情報シェアリングシステムの整備

WTO 義務の履行を強化するために、最も優先度が高いと思われるプロジェクトは、DBE を中心とする情報シェアリングシステムの整備である。現在、タイ国には法令検索システムが存在せず、したがって DBE は WTO 義務履行に係る関連国内法の把握に困難をきたしている。また、4 - 3 にて既述のとおり、現在も WTO 協定との関係が判明している法令に關しても、ごく一部を除いて電子化されておらず、英訳もなされていない。

さらに、過去の WTO 関連文書の管理も十分に行われておらず、過去の WTO の交渉経緯や議論、活動等に照らし、関係省庁と連携しつつ義務を履行し、現在進行している交渉等に対応することが困難となっている。DBE によれば、現在、電子化されていない関連文書は 5 万ページ以上。ただし、そのうちどの程度が所轄省庁によって電子化されているか把握していない。これらの文書には、DFT の法・規制、非関税措置、補助金、アンチダンピング、相殺関税関連、繊維協定関連及び数量制限、TISI が所轄する TBT 協定に関連する国内規格等に係る法令等、農業省が所轄する SPS 協定に係る法令等、商務省が所轄するサービス関連の法・規制、WTO の関連文書等が含まれる。こうした実情に鑑み、文書を整理のうえ、検索機能を含むシステムを構築し、さらに重要性が高いと思われる分野に関わる文書から順次電子化することが、DBE の機能向上と他省庁との連携強化のうえで有益であると思われる。こうしたプロジェクトは、タイ国の WTO 義務履行を促進されるだけでなく、今後の WTO における自由化交渉を含む諸般の活動において、タイ国の積極的な関与を得ていく意味でも重要な基礎を提供するものである。

(2) 改善方法の検討

GATS は関連省庁が多岐にわたるものの、協定義務に対する理解や今次サービス交渉に係る認識は概ねいずれの省庁においても不足しており、DBE は憂慮しているところである。関連省庁に広く同協定の周知を図るべく、ワークショップ・セミナー等を行うことは、DBE と関係省庁との円滑な調整を促進するうえで有益であると思われる。さらに、今後のサービス交渉において、タイ国の積極的な参加を促進するとの観点からも重要であると思われる。

(3) TBT 協定に関わる交渉能力の向上

TISI は TBT 協定それ自体について知識を有しているものの、TBT 協定の義務に関わる ISO や IEC といった国際標準化機関における交渉能力の不足の解消に強い意欲を示している。現在、多くの国際標準化機関において、欧州を中心とする先進国主導の国際標準策定が進められていることから、TISI としては国際標準策定プロセスに参加し、自国ないしアセアン諸国の利益を反映した標準策定を目指したいとの意向である。この分野におけるアジア諸国の連携は重要課題であることから、タイ国が WTO での標準化に関わる作業ならびにその他の国際標準化機関において、アジアの中核の一つとなるべくプレゼンスを高めることは望ましいものと思われる。

(4) アンチダンピングに関わる産業界の能力向上

既述のとおり、商務省外国貿易局はアンチダンピング協定に関する十分な知識を有している。他方、産業界においては、諸外国によるアンチダンピング措置の発動や、それに先駆けての調査への対応などに苦慮している。外国貿易省も独自に産業界に対するセミナー等を主催しているものの、対象品目が広がるなか、産業界側の能力向上のニーズは高まっている。産業界（個別企業及び業界団体）に対するセミナー・ワークショップのニーズは高い。また、アセアンのなかではタイ国の知識や経験は先行しているものと思われるため、近隣諸国の関係者の参画を得て、地域レベルでの知識向上に資することも効果的である。

(5) TRIPS に関するトレーニング用の教材の作成

既述のとおり、商務省財産局は TRIPS 協定に対して一定の知見を有している。ただし、知的財産権保護の重要性がますます高まるなか、人員の拡充は不可欠であるものの、人事異動等によって必ずしも経験や知識が蓄積されないとの問題点が指摘されている。そこで、タイ国の国内法令や実施体制に基づいた適切な訓練用の教材を作成することが有益であると思われる。

5 - 3 - 2 改善方法の検討

- (1) DBE を中心とする情報シェアリングシステムの整備に向けて、開発調査を通じ、現行の DBE 内及び関係省庁間での情報共有の方法と問題点に関して把握するとともに、電子化を必要とする文書の量や内容を精査する必要がある。これに基づき、構築可能なシステム案の策定を行い、優先順位に応じて順次、電子化のうえシステム化してい

くことが望まれる。将来的には主要な文書の大半を網羅し、WTO 義務履行ならびに WTO 交渉への積極的な関与のために有効となる検索機能を持つシステムの構築を目指すことで、タイ国政府の能力向上に資することが可能である。

- (2) 各協定毎の課題に関しては、開発調査によってそれぞれの分野毎に、人材リソースの評価、ニーズの把握（とりわけ、協定の如何なるフェーズ、論点が重要となるかの見極めが必要）、関連国内法制の内容及び実施状況に関する検討などを要する。調査結果を踏まえ、可能な分野からワークショップ・セミナーを開催する。将来的には、ワークショップ・セミナーを通じて知識や経験を有する人材の層の裾野を拡げていくとともに、より深い理解を促すものとしていくことが課題である。

5 - 3 - 3 留意事項

(1) 実施に重点をおいた開発調査

本協力については調査結果のレポートのみを提出するといった開発調査は歓迎されにくい。実際にコンピュータシステムを導入する、研修を行う、あるいは教材を開発するといった具体的な成果が求められている。

(2) 限られた予算制約と持続性の確保

開発調査では、政策の立案とパイロットプロジェクトの実施が重要なツールになるが、タイ国政府の制約条件（予算制約、人員の不足）を加味して、継続的に事項可能な提案を行うことが重要である。

(3) タイ言語

各省庁における WTO 担当者の多くは英語で十分なコミュニケーションを取ることが可能であるが、WTO 担当者以外の例えば関連国内法の実施や監督を所轄する担当者にも広く周知を図るためには、タイ語の教材の提供などが必要となることが考えられる。

5 - 4 インドネシア国

5 - 4 - 1 優先度の高い課題

(1) 商工省のキャパシティ・ビルディング

大統領令 (No. 104/ 1999) により商工省が WTO 問題の調整機関になることが定められているが、現行では人材 (質・数ともに) 予算、インフラなどのキャパシティは十分であるとは言えない。また、商工省自体も省庁再編によって合併してできた新組織であるため、省内においても十分な連携をとることは困難であり、また経験不足から国際舞台で十分な発言力を発揮することも難しい。このような事情から、インドネシア国の WTO キャパシティ・ビルディングを考える場合、商工省のキャパシティ・ビルディングが最もプライオリティの高い課題だと考えられる。商工省のキャパシティを高めることにより、他の省庁に十分な情報が伝えられる、インドネシア国の交渉力が高まる、など外部波及効果が期待できる。

(2) 大蔵省の機能強化

大蔵省が GATS 協定の調整窓口となっているが、人材リソースと組織力が十分ではないため、十分なコーディネーションが取れていない。GATS は次期ラウンドの中心的な交渉事項になると考えられるため、大蔵省を中心とする実務担当者は緊急にそのキャパシティを向上させる必要がある。まず、大蔵省及び関連各省の人材の評価と人材育成ニーズを調査することが必要と思われる。また、GATS に関連した国内の法・規制を他の諸外国と比較し問題点を浮き彫りにすることも有効であると考えられる。プロフェッショナル・サービスについては得に重要な課題であるため、重点を置いた調査と提言は有益である。

(3) TRIPS 協定に関連した人材育成

最近 TRIPS 関連 6 法が TRIPS に適合する形で制定されたが、その実施は今後の大きな課題である。さらに、地方分権化の流れの中で地方に対しても新法の理解を促し、実施を監督してゆくためにも一層の知識の向上が必要であり、地方に対する研修体制の確立が重要である。

(4) TBT 協定に関連した国内法・規制のレビューと国際標準との整合性評価

TBT に関しては国家標準局が担当しているが、同局の職員のほとんどは技術者であり国

際法及び国内法を熟知しているとは言い難い。また、国内においては各省庁及びに各地方政府が独自に様々な標準・規制を設けており、その把握は困難である。それらの標準・規制を整理して WTO 協定の定めるものに適合しているか調査することは緊急の課題と考えられる。

5 - 4 - 2 改善方法の検討

商工省のキャパシティ・ビルディングに関しては、まず開発調査で組織診断を行うことが効率的であろう。調査において、商工省が必要とする人材・インフラ・組織などを提言する。提言に即して人材育成プログラムの策定（パイロットプログラムの実施）インフラの整備（IT を利用したパイロットプログラムの実施含む）などを行う。人材育成に関しては、必要であれば NAM センターなど外部研修機関を活用することも検討したい。WTO 協定、紛争解決、交渉など一般的な分野における研修を開催する場合には、他の関連省庁からも関係者に出席を促し、合同で研修を行うことが望ましい。可能であれば、教材の開発を行い JICA プロジェクト後の継続性にも配慮したい。

GATS に関しても技術支援を行う前に、十分な開発調査を行うことが重要と考えられる。開発調査において、人材リソース評価、人材育成ニーズの把握、国内法・規制と他国との国際比較、プロフェッショナル・サービスの現状と課題などを調査する。調査結果を踏まえて、パイロット的にニーズにそったワークショップを開催する。

法務・人権省に対する TRIPS 関連の人材育成に関しては、まず開発調査で研修内容、研修体制について検討し、地方を含めた人材育成アクションプランの策定を行う。調査結果に即した形でパイロット的に教材を作成し、実際の研修を行う。研修が持続的に行われることを配慮することが重要である。

TBT に関しては、インドネシア人の法律専門家を利用して、国内の法・規制・標準をレビューすることがまず必要である。法・規制などはインドネシア語で記載されているので、インドネシア人による調査が望ましいと考えられる。さらに国際コンサルタントによる調査結果のレビューを行い、TBT 協定に適合するためにどのような施策を講じる必要があるか検討する。必要があれば、ワークショップを開催し必要な技術移転を行う。

5 - 4 - 3 留意事項

（１）実施に重点を置いた開発調査

本協力についてはレポートのみを提出するタイプの開発調査は歓迎されない。むしろ、実際に研修を行う、教材を開発する、コンピューターシステムを導入する、協定をインドネシア語化するなど具体的な成果が求められている。本協力においてはこのような現地の意向を加味し、効率的で効果的な支援を行うことが望ましい。

(2) ステアリング・コミッティーの設置

本協力は複数の省にまたがり、関連各省庁の協力が不可避であるため、関連各省及びステークホルダー（例えば KADIN など）を含めたステアリング・コミッティーを設置することが重要である。ステアリング・コミッティーは商工省・大蔵省、法務・人権省・国家標準庁などの関連各省の DG レベルで構成されることが望ましい。

(3) 限られた予算制約と持続性の確保

開発調査では政策の立案とパイロットプロジェクトの実施が重要なツールになるが、インドネシア国政府の制約条件（予算制約、人員数の不足）を加味して、継続的に実行可能な政策立案をすることが重要である。

(4) インドネシア言語

各省庁における WTO 担当者の多くは英語で十分なコミュニケーションを取る事が可能であるが、WTO 担当者以外の教育や地方公務員の人材育成にはインドネシア語における研修がより効率的であることも考えられる。現在進行している地方分権化の流れの中で中央政府が中心になり、地方政府の人材育成を行う場合もインドネシア語での教育となろう。本協力では、インドネシア語でのテキストの開発、WTO 協定の翻訳などインドネシア語に対する配慮が必要となることが考えられる。

(5) 通信インフラの未整備

コーディネーション能力向上のため IT 技術を利用したキャパシティ・ビルディングは可能であるように思われるが、インドネシア国政府の電子政府化は遅れており、得に省庁間を結ぶ専用回線やファイバーなどがなく、一般の電話回線に頼らざるを得ない。電話回線も十分な数がなく、また安定していないためこのような支援を行うにあたり通信インフラの問題は一つの制約条件になるであろう。

5 - 5 ヴィエトナム国

5 - 5 - 1 優先度の高い課題

我が国として実施可能な支援としては、同国の WTO 加盟による産業への影響分析、各協定と法制度の整合性調査、官民に対する啓蒙活動等が考えられる。今後、他ドナーの活動をさらに把握の上、再度課題として残っている部分の優先度を調査する必要がある。

(1) 商業省のキャパシティ・ビルディング

1995 年首相決定により、商業省が WTO 問題の調整機関になることが定められているが、現行では人材(質・量ともに)、予算、インフラなどのキャパシティは不十分である。また、商業省自体は計画投資省、財政省、工業省と比較すると力の弱い組織であるため、省庁間においても十分な連携をとることは困難であり、また経験不足から交渉の場で十分な発言力を発揮することも難しい。

このような事情から、ヴィエトナム国の WTO キャパシティ・ビルディングを考える場合、商工省のキャパシティ・ビルディングが最もプライオリティの高い課題とされるが、既に UNDP、UNCTAD、EU、その他二国間援助機関が多数の支援を提供している。今後、商業省を対象とする支援は、持続的な人材育成を可能にするためのヴィエトナム語教材作成、関連教材のヴィエトナム語化、研修室の視聴覚機材の提供、民間、国有企業およびその他政府機関に対する啓蒙活動への支援が考えられる。

(2) MPI に対する通商政策策定能力強化

MPI は通商政策を含め、ヴィエトナム国の経済政策および経済構造改革の政策策定に中心的な役割をはたす省である。AFTA、WTO への加盟が国内産業に及ぼすインパクトについての調査も日本や EU の支援を得て数多く実施しており、今後も WTO 加盟にかかわる政策立案機関としての役割は大きい。しかし、人材リソースと予算が十分ではないため、産業分野別政策立案とヴィエトナム国としてのポジションの確立に困難を感じている。政策立案とともに交渉におけるヴィエトナム国のポジションを確定できるような国内の産業構造や発展段階に関する調査を行い、保守派を説得して WTO への早期加盟体制を構築していくためにも、計画投資省を中心とする実務担当者は緊急にそのキャパシティを向上させる必要がある。まず、計画投資省の人材の評価と人材育成ニーズを調査することが必要である。

(3) GATS 協定に関連する啓蒙活動

ベトナムはまだ WTO に加盟していないため、将来的に GATS の各サービス分野を担う機関の認識が非常に低い。しかし、加盟作業部会において同分野のベトナム側のオファーが早急に求められていることから、関連各部局、セクターにおける GATS 一般協定および各種議定書の理解度を早急に向上させていかなければならない。法制度の整備も含め、人材育成も不十分であるため、国内における政策的な方向性も打ち出せていないことから、早い段階で基本的な知識を関連各機関の職員に普及していく必要がある。

(4) TRIPS 協定に関連した人材育成

TRIPS 関連法は着実に整備されているが、協定に適合しているかどうかは疑問が残る。また、今後は制定された法令の実施が大きな課題であり、国有企業および連携の必要がある裁判所や経済警察、税関などの各種実施機関に対しても新法の理解を促し、実施を監督していくために一層の知識能力の向上が必要とされる。まずは、このための研修体制の確立が重要であろう。

(5) TBT 協定に関連した研修、機材の供与

TBT 協定関係では STAMEQ が新しい官庁であるため、組織が未熟であり、試験機材も国際基準に合致していない。このような状況から研修と機材の供与を要請された。

5 - 5 - 2 改善方法の検討

商業省への支援に関しては、まず開発調査で人材の量と質、研修制度の内容と質、講師の人数とレベル等に関する内部研修制度の診断を行うことが効率的であろう。商業省が必要とする人材・研修施設・教材・カリキュラムなどを提言した上で、提言に即して人材育成プログラムの策定（パイロットプログラムの実施）、インフラの整備（IT を利用したパイロットプログラムの実施含む）などを行う。人材育成に関しては、WTO 協定、紛争解決、交渉など一般的な分野における研修を開催する場合には、他の関連省庁からも関係者に出席を促し、合同で研修を行うことが望ましい。可能であれば教材の開発を行い JICA プロジェクト後の継続性にも配慮したい。

GATS に関しても技術支援を行う前に、十分な調査を行うことが重要と考えられる。開発調査において、加盟交渉におけるイニシャル・オファーの内容、国内各種機関の構造調整

の実態、政策上の留意点、人材リソース評価、人材育成ニーズの把握、国内法・規制と他国との国際比較、各種サービス分野の産業構造の現状と課題などを調査する。調査結果を踏まえて、WTO 加盟に備えて知識レベルを向上すべき責任部局・部門を特定し、各議定書の内容とベトナム国が対処すべき課題についてセミナーおよびワークショップを開催することが有効と思われる。

工業所有権庁に対する TRIPS 関連の支援に関しては、既存の JICA プロジェクト方式技術協力を発展させる形でニーズに応えていくことが望ましい。

TBT に関しては、さらなるニーズ調査と焦点の絞込みが重要である。今後、考えられるニーズとしては、ベトナム人の専門コンサルタントと共同で国内の法・規制・標準をレビューすることである。法・規制などはベトナム語で記載されているので、ベトナム人による調査が望ましいが、知識レベルが最も低いと想定される当該分野では、TBT 協定および各種標準、認証実務に詳しい専門家が常駐して知識移転を行うとともに、TBT 協定に適合するためにどのような施策を講じる必要があるか検討する必要がある。ワークショップによる必要な技術移転は有効である。

5 - 5 - 3 留意事項

(1) 実施に重点を置いた開発調査

本協力についてはレポートのみを提出するタイプの開発調査は歓迎されない。むしろ、実際に研修を行う、教材を開発する、コンピューターシステムを導入する、参考文献をベトナム語化するなど具体的な成果が求められている。本協力においてはこのような現地の意向を加味し、効率的で効果的な支援を行うことが望ましい。

(2) カウンターパートの選定

本協力は複数の省にまたがり、関連各省庁の協力が不可避であるため、商業省のみならず、産業および貿易政策の立案を担当する計画投資省、首相府傘下の委員会を含めて、効果的な支援が提供できるカウンターパートの選定を行う必要がある。委員会の他にも商業省と計画投資省を同時に実施機関とするなど、工夫が必要であろう。

(3) 限られた予算制約と持続性の確保

ベトナム国は重債務国であるため、政府行政機関は慢性的な予算不足に直面している。財政赤字を外国からの援助によって賄っている側面を勘案して、持続可能な支援を提

供できるよう、工夫することが必要とされる。開発調査では政策の立案とパイロットプロジェクトの実施が重要なツールになるが、ヴェトナム国政府の制約条件（予算制約、人員数の不足等）を加味して、継続的に実行可能な政策立案をすることが重要である。

（４）ヴェトナム言語

各省庁における WTO 担当者の多くは英語で十分なコミュニケーションを取る事ができない。WTO 担当者以外の教育や地方公務員の人材育成にはヴェトナム語における研修がより効率的である。現在、ASEAN の公式言語である英語をヴェトナム国政府職員に普及させたいとしているが、現状はオーストラリア国やカナダ国の支援による英語教育に頼っており、英語を解する職員数はまだまだ充分とは言えない。中央政府が中心になり、地方政府の人材育成を行う場合もヴェトナム語での教育が必要である。本協力では、ヴェトナム語でのテキストの開発、WTO 協定に関する参考文献の翻訳など、ヴェトナム語に対する配慮が他国と比べてより重要である。

（５）通信インフラの未整備

将来的に WTO の個別協定を担当する省庁および担当部局の強化を目的として、IT 技術を利用したキャパシティ・ビルディングが必要とされるが、ヴェトナム国政府の電子政府化は遅れており、特に省庁間の IT 格差は著しい。傘下に多くの国有企業を抱える省庁は比較的予算も潤沢にあり、省内の IT 化に着手しているが、司法省や科学技術環境省など、比較的新しい省庁は予算の制約に悩まされており、PC 端末を省内で数えるほどしか保有していないところもある。当然、各省庁を結ぶ専用回線やファイバーなどはなく、一般の電話回線に頼らざるを得ない。その電話回線も十分な数がなく、また安定していない上に国有企業の独占であるため、通信コストは近隣アジア諸国の倍以上割高である。そのため、このような支援を行うにあたって、通信インフラの問題とコストは大きな制約条件になるであろう。

5 - 6 ペルー国

5 - 6 - 1 優先度の高い課題

(1) MITINCI 及び WTO 関連実施機関の組織能力の強化

WTO 協定義務の履行能力を向上させるために、最も優先度が高いと思われるプロジェクトは、MITINCI を中心とする WTO 関連実施機関の組織能力の強化である。ここでは、(1) 省庁間調整機能の制度化の促進、(2) 政府から民間セクターに対する情報提供体制の構築の促進を主眼としている。

(2) WTO 関連情報のデータベース整備及び普及

MITINCI は、国内における調整機能の強化のために、MITINCI 内に WTO 関連資料を管理する資料室を設置することに意欲的である。資料室の必要性については INDECOPI から希望が寄せられており、現状の WTO 関連文書管理能力の不足は広く認識されている。MITINCI から資料室設置に際する初期費用は 3,000 米ドルとの見積もりが調査団に示されたが、この金額については精査が必要と思われる。

(3) 優先度の高い課題 (GATT、TRIPS、DS、TBT) に関する知識の向上

MITINCI から、研修実施の際には、まず WTO 協定の実施に関係する官民の広範な人材を対象に WTO 協定全般に関する大規模な導入セミナーを行い、引き続き、少人数の担当者を対象にした専門的研修を開催したいとの希望が寄せられている。関係者の基礎能力の底上げは、関係省庁間及び民間セクターとの円滑な調整を促進する上で有益であろう。

5 - 6 - 2 改善方法の検討

(1) MITINCI 及び WTO 関連実施機関の組織能力の強化に向けて、まず開発調査によって現行の省庁間調整合体及び政府と民間セクターとの情報提供体制の現状と問題点を把握する必要がある。これに基づき、構築可能な省庁間調整合体及び官民の助言システムの構築に向けてのアクションプランの策定を行い、その試験的实施を行う。

(2) 各協定毎の課題に関しては、開発調査において人材リソース評価、ニーズの把握、関連国内法制の検討などを要する。調査結果を踏まえ、ワークショップ及びセミナー

ーを開催する。

5 - 6 - 3 留意事項

(1) 実施に重点をおいた開発調査

本協力については調査結果のレポートのみを提出するといった開発調査は歓迎されにくい。実際に WTO 関連情報の資料の整備を行い資料室を設置する、研修を行う、あるいは教材を開発するといった具体的な成果が求められている。

(2) 予算制約と持続性の確保

開発調査では、政策の立案とパイロット・プロジェクトの実施が重要なツールになるが、ペルー国政府の制約条件（予算制約、人員の不足等）に配慮して、継続的に事項可能な提案を行うことが重要である。資料室の設置の支援を検討する際には、財政難のために外部から専門知識のある人を司書として雇う目処が立っていないことを考慮すべきである。

(3) 流動的な国内情勢

2001 年 3 月現在、ペルー国はフジモリ氏退任後の暫定政権下にあり、2001 年 7 月に行なわれる大統領選後に本格的な新政権が発足する予定である。従って、具体的に新政権の施策が出てくるのは同年 9 月以降になると思われる。今後の支援を検討するに当たって新政権の政策の見極めが重要であり、各ドナーとも現在は様子待ちの模様である。また、現在の省庁編成はフジモリ時代に整えられたものであるため、選挙後に大きな再編が行なわれる可能性が残されている。

(4) スペイン語

省庁の WTO 担当者以外の国内における実施者や監督者にも WTO について広く周知を図るためには、スペイン語による教材の提供が有効だと思われる。

(5) ペルー国・チリ共和国間の南南協力の可能性

両国は戦争を行った歴史的経緯があり、隣国であるだけに対抗意識も強い。WTO が経済的・政治的にインパクトのある問題であるだけに、ペルー国がチリ共和国からの支援受け入れに敏感になる可能性が高い。JICA の第三国研修・専門家派遣のスキームの採用については慎重に対処すべきであろう。

添 付 資 料
収 集 資 料
参 考 文 献
略 語 リ ス ト

添付資料

添付資料：３－１ ＡＰＥＣ諸国の地域自由貿易協定および二国間自由貿易協定締結状況
（本調査対象国については本文を参照のこと）

（１）日本

特になし。

（２）シンガポール

相手国	協定名	発効年
ブルネイ、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、マレーシア、タイ、ヴィエトナム	AFTA Common Effective Preferential Tariff Scheme for ASEAN Free-Trade Area	1992
チリ、インドネシア、ペルー、フィリピン、韓国、マレーシア、タイ、ヴィエトナム、メキシコ 他３９ヶ国	Global System of Trade Preferences	1989
ブルネイ、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、マレーシア、タイ、ヴィエトナム	AFTA Agreement on ASEAN Preferential Trade Arrangements	1977
ペルー、インドネシア、フィリピン、マレーシア、韓国、チリ、タイ、ヴィエトナム、メキシコ 他３９ヶ国	Global System of Trade Preferences	1989
米国	自由貿易協定	N/A

（３）オーストラリア

相手国	条約名	発効年
ニュージーランド	Closer Economic Relations Trade Agreement	1989
ニュージーランド、クック諸島、フィジー、キリバス、ニウエ、パプアニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、西サモア	South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement	1981
パプアニューギニア	PATCRA	1977

（４）ニュージーランド

相手国	条約名	発効年
オーストラリア	Closer Economic Relations Trade Agreement	1989
オーストラリア、クック諸島、フィジー、キリバス、ニウエ、パプアニューギニア、ソロモン	South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement	1981

諸島、トンガ、ツバル、西サモア		
-----------------	--	--

(5) カナダ

相手国	条約名	発効年
米国、メキシコ	米州自由貿易地域 North American Free Trade Agreement	2000,1994
チリ	自由貿易協定	1997
イスラエル	カナダとイスラエルの間の自由貿易協定	1997

(6) 韓国

相手国	協定名	発効年
チリ、インドネシア、ペルー、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、メキシコ他 39 ヶ国	Global System of Trade Preferences	1989
バングラディッシュ、インド、ラオス、フィリピン、スリランカ、タイ	Bangkok Agreement	1976
バングラディッシュ、ブラジル、チリ、エジプト、イスラエル、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ルーマニア、チュニジア、トルコ、ウルグアイ、ユーゴスラビア	Protocol Relating to Trade Negotiations among Developing Countries	1973

(7) 米国

相手国	条約名	発効年
カナダ、メキシコ	米州自由貿易地域 North American Free Trade Agreement	2000,1994
イスラエル	自由貿易協定	1985

(8) メキシコ

相手国	条約名	発効年
カナダ、米国	米州自由貿易地域 North American Free Trade Agreement	2000,1994
EU	EU = メキシコ自由貿易協定	2000
チリ	自由貿易協定	1991
チリ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、韓国、シンガポール、タイ、ヴェトナム、ペルー他 39 ヶ国	Global System of Trade Preferences	1989
アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、ペルー、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ	Montevideo Treaty, establishing the Latin American Integration Association	1981
バングラディッシュ、ブラジ	Protocol Relating to Trade	1973

ル、チリ、エジプト、イスラエル、ペルー、パキスタン、パラグアイ、フィリピン、韓国、ルーマニア、チュニジア、トルコ、ウルグアイ、ユーゴスラビア	Negotiations among Developing Countries	
コロンビア及びベネズエラのG3グループ	メキシコ、コロンビア及びベネズエラとの間の自由貿易に関する条約	N/A
ボリビア	自由貿易協定	N/A
コスタリカ	自由貿易協定	N/A
ニカラグア	自由貿易協定	N/A

(9) パプアニューギニア

相手国	条約名	発効年
ソロモン諸島、バヌアツ	Melanesian Spearhead Group	1999
ニュージーランド、クック諸島、フィジー、キリバス、ニウエ、オーストラリア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、西サモア	South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement	1981
オーストラリア	PATCRA	1977

添付資料： 4 - 1 WTO 協定に関わる国内法令

● Agreement on Trade-Related Investment Measures Notification of the Ministry of Industry on Manufacturing of Milk and Dairy Products issued on 27 June 1986
● Agreement on Implementation of Article VI of GATT 1994 (Antidumping) (Ministry of commerce) Anti-Dumping Duties and Countervailing Duties Act 1999 (仮英)
● Agreement on Implementation of Article VII of GATT 1994 (Customs Valuation) (Ministry of Finance) The Customs Act (No.17) B.E.2543 General Tariff Decree B.E.2543
● Agreement of Import Licensing procedures/ TBT & SPS Agreements Import-Export Act B.E.2522 Fertilizer Act B.E.2518 Plant Act B.E.2518 Plant Act (No.2) B.E.2535 Hazardous Substance Act B.E.2535 Plant Quarantine Act B.E.2507 Fisheries Act B.E.2490 Wildlife Conservation Protection Act B.E.2535 Animal Epidemic Act B.E.2499 Arms Control Act B.E.2530 Liquor Act B.E.2493 Playing Cards Act B.E.2486 Tobacco Act B.E.2490 Industrial Product Standards Act B.E.2511

Drug Act B.E.2510 Food Act B.E.2522	
● Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (Ministry of Commerce) Anti-Dumping Duties and Countervailing Duties Act 1999 (仮英)	
● General Agreement on Trade Services Building Control Act (Min. of Interior) Condominium Act. (Min. of Interior) Carriage of Goods by Sea Act. (Min. of Transportation) Land Transport Act B.E.2522 (Min. of Transportation) Air Navigation Act B.E.2497 (Min. of Transportation) Factory Act (Min. of Industry) Act Governing Permission To Allow private Body To Join Operate in Business of the State (Min. Of Finance) Construction Profession (Min. Of Interior) Commercial Bank Act B.E.2505, 2522, and 2535 (and its Amendments) (Act on the Undertaking of finance Business, Sections Business and Credit Foncier Business B.C. 2522 and its amendments) (Min. Of Finance*) Securities and Exchange Act B.E. 2535 (and its Amendments) (Min. of Finance) Insurance act and its Amendments B.E. 2535 (Min. Of Finance) Social Security Act (Min. of Labor and Social Welfare) Hotel Act B.E.2478 (Min. of Interior) Immigration Act. B.E.2522 (Min. of Interior) Working of Aliens Act B.E.2521 (Min. of Labor and Social Welfare) (英) Foreign Business Act B.E.2542 (Min. of Commerce) (英) Life Insurance Act (Min. of Commerce) Non Life Insurance (Min. of Commerce) Tourism Act (Office of the Prime Minister) Telephone and telegraph (Min. of Transportation) (英) Broadcast Act (Office of the Prime Minister)	
● Agreement on Trade-related Aspects of Intellectual property Rights (Ministry of Commerce: Department of Intellectual Property) The Patent Act The Copy right Act Protection of Plant Varieties Act Trademark Act The Act of protect Topographies of Integrated Circuits Trade Secret Act Geographical Indications Act	
● Agreement on Government Procurement (Office of the Prime Minister) Regulations of the Office of the Prime Minister on Procurement B.E.2542 (英)	
● Competition Policy (Ministry of Commerce: Department of Internal Trade) Trade Competition Act B.E.2542 (仮英)	

収集資料

１．マレーシア国

（１）通商産業省

- 質問表回答

（２）国内取引消費者省

- 質問表回答

（３）SIRIM

- 質問表回答
- SIRIM Berhad in Brief
- Standards & Quality News Sept.-Oct., 2000
- SIRIM Annual Report 1999

（４）農業省

- 質問表回答

（５）保健省

- 質問表回答

（６）関税局

- 質問表回答

（７）法務長官執務室

- 質問表回答

（８）中央銀行

- 質問表回答

（９）エネルギー通信郵政省

- 質問表回答

２．フィリピン国

（１）国家経済開発庁

- 質問表回答
- 組織紹介小冊子写し
- 組織図

（２）関税委員会

- 質問表回答
- 組織図
- 所轄法コピー（Congress of the Philippines REPUBLIC ACT NO. 8752, 8800, 8751, COMMISSION ORDER NO. 00-01, COMMISSION ORDER NO. 00-02）
- アンチダンピングに関する半年毎報告

- 組織案内、年次報告書等
- (3) 製品規格局
 - BPS 活動案内および組織図
- (4) 中央銀行
 - 所轄法コピー (NEW CENTRAL BANK ACT (Republic Act No.7653))
- (5) 財務省
 - 組織図、活動マンデートの案内
- (6) 投資委員会
 - 組織紹介冊子
- (7) JICA 専門家
 - 組織に関する説明文書 (日・英)
 - フィリピンの主要規格 (電子・電気製品分野) リスト

3 . タイ国

- (1) 経済技術委員会 (DTEC)
 - 組織活動紹介冊子“DTEC IN BRIEF”
- (2) 商務省事業経済局 (DBE)
 - 組織紹介小冊子 “Functions and Responsibilities of the Department of Business Economics”
 - 現地学識経験者等の名前及び連絡先 (計 6 名。うち 1 名は略歴共)
 - Domestic Laws and Regulations relating to WTO Agreements/issues(4 - 3 - 2 関連法整備状況に表として記載)
 - List of government agencies coordinating with DBE regarding the Implementation of WTO Obligation
 - クエスチョネア回答 (一部)
 - 情報シェアリングシステムに関する要望 (案) ”Some of the requirement for National WTO Compliance and Implementation”
 - 現地ソリューション・プロバイダーのリスト “Some of Thailand Solution Provider”
- (3) 大蔵省財政経済局 (FPO)
 - クエスチョネア回答
- (4) タイ工業規格研究所 (TISI)
 - 組織等に関するプレゼンテーション資料
 - 組織図
 - 過去に開催した S P S に関するセミナーのアジェンダ
- (5) 投資委員会
 - 組織紹介小冊子 “A Guide to the Board of Investment”

- (6) 大蔵省関税局
 - 組織紹介小冊子 “Customs Modernization Reform”
 - 原産地規則の委員会及び作業部会のメンバーリスト及び活動
- (7) 工業省工業労働局 (Department of Industrial Work, Ministry of Industry)
 - 工業省組織紹介冊子 “Industry 2000+ towards Global Competition”
 - 工業労働局の活動紹介資料
 - Factory Act B.E. 2535 の英語版

4 . インドネシア国

- (1) 商工省 (MOIT)
 - 質問表回答
 - 補足質問へ対する表回答
 - 組織図
- (2) 法務・人権省 (Department of Justice & Human Rights)
 - プレゼンテーション用資料
 - Indonesia Copyright Law (Outline and Elucidation)
 - Indonesia Patent Law (Outline and Elucidation)
 - Indonesia Trademark Law (Outline and Elucidation)
- (3) 交通・通信省 (Ministry of Transportation and Telecommunications)
 - 1999 Annual Report
- (4) 大蔵省 (Ministry of Finance)
 - 組織図
 - 大統領令 Presidential Decree (インドネシア語)
- (5) 国家標準局 (National Standardization Agency)
 - The National Standardization Agency of Indonesia
 - The National Accreditation Body of Indonesia
 - プレゼンテーション用資料
 - 組織図
 - Technical Assistance required for National Standardization Agency of Indonesia
 - Technical Assistance requested to provide physical infrastructure and training on Information Technology
- (6) その他 (インドネシア語)
 - Masalah Competition Policy: Menghadapi Perundingan WTO TAHUN 2000
 - Yayasan Indonesia Forum 1999
 - Rezim Investasi di Indonesia Dalam Kaitannya Dengan Kperjanjian Hasil

Putaran Uruguay 26 Oktober 1995, BANK INDONESIA

5 . ヴィエトナム国

(1) 商業省 (MOT)

- 質問表回答
- WTO - Information (ヴィエトナム語)
- Vietnam's Trade Policy and the Consistency with WTO's Requirements

(2) 司法省 (Ministry of Justice)

- 質問表回答

(3) CIEM (Central Institute for Economic Management)

- 質問表回答

(4) 工業所有権庁 (National Office of Industrial Property)

- Industrial Property Activities Annual Report 1999
- 質問表回答

(5) 科学技術環境省、国家標準品質局 (Directorate for Standards & Quality)

- Directorate for Standards & Quality

(6) 中央銀行(State Bank of Vietnam)

- 質問表回答

(7) 郵政通信公社(Vietnam Posts and Telecommunications Corp)

- 質問表回答

(8) VIETBID

- Competition Policy in Vietnam, October 1999
- Vietnam IP Cases Review, November 2000
- VIETBID Company Brochure

6 . ペルー国

(1) MITINCI

- 質問表回答
- 組織図 (スペイン語)

(2) INDECOPI

- 質問表回答
- 組織図 (スペイン語)

参考文献

１．マレーシア国

著者名	文献名	出版年月
通商産業省	「不公正貿易報告書」	2000 年
外務省	我が国の政府開発援助 ODA 白書	1999 年
(財)国際金融情報センター	JCIF カントリーレポート：マレーシア	2000 年
Challenger Consept	Training Guide Malaysia, Forth edition	2000 年

２．フィリピン国

著者名	文献名	出版年月
通商産業省	「不公正貿易報告書」	2000 年
外務省	我が国の政府開発援助 ODA 白書	1999 年
WTO	WTO 貿易政策検討制度フィリピン審査会合議事録(WT/TPR/M/59, 15 November 1999)	1999 年
米国商務省 USTR	National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers	2000 年
木村福成（編著）	アジアの構造改革はどこまで進んだか	2000 年

３．タイ国

著者名	文献名	出版年月
通商産業省	「不公正貿易報告書」	2000 年
WTO	WTO 貿易政策検討制度タイ審査会合議事録(WT/TPR/M/63)	2000 年 1 月
米国商務省 USTR	National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers	2000 年
末廣昭・東茂樹編	タイの経済政策 - 制度・組織・アクター -	2000 年

４．インドネシア国

著者名	文献名	出版年月
通商産業省	「不公正貿易報告書」	2000 年
米国商務省 USTR	National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers	2000 年
IMF	IMF とインドネシア政府の合意事項 http://www.imf.org/external/country/idn/index.htm	2000 年

５．ヴェトナム国

著者名	文献名	出版年月
通商産業省	「不公正貿易報告書」	2000 年
UNDP/ITC	VIE/89/024 - Review of Trade Policies	1989 年
US & Foreign Commercial Service	Country Commercial Guide - Vietnam Fiscal Year 2000	1999 年

and the US Department of State		
The World Bank 編	Vietnam 2010 Entering the 21 st Century	2000 年 12 月
JICA 編	The Joint Vietnam - Japan Research Phase 3 Executive Summary	2000 年 12 月
UNDP 編	Vietnam-UNDP project VIE/98/001 Administrative Report of Workshop on completion of the economic legal framework in the process of economic integration of Vietnam	1998 年
Peter Wolff 著	Vietnam - The Incomplete Transformation	1999 年

6 . ペルー国

著者名	文献名	出版年月
外務省	我が国の政府開発援助 ODA 白書	1999 年
日本政府	Economy Report of Peru (Program to Enhance the Capacity of APEC Economies to Implement WTO Obligations)	2000 年
JICA 中南米部 中南米課	ペルーにおける JICA 事業の概要	2000 年 9 月
(財)国際金融情報セ ンター	JCIF カントリーレポート： ペルー	2000 年
WTO	Trade Policy Review Minutes of Meeting: Peru (WT/TPR/M/69)	2000 年 7 月
APEC	Individual Action Plan: Peru	2000 年
USTR	National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers	2000 年

7 . チリ国

著者名	文献名	出版年月
通商産業省	「不公正貿易報告書」	2000 年
外務省	我が国の政府開発援助 ODA 白書	1999 年
在チリ日本大使館	チリ共和国概観	2000 年 4 月
(財)国際金融情報セ ンター	JCIF カントリーレポート： チリ	2000 年 8 月
JICA チリ事務所	在チリ共和国 JICA 事業の概要	2001 年 2 月
国際協力推進会	チリ 開発途上国国別経済協力シリーズ	1999 年 3 月
日本貿易振興会	チリの通商政策	2001 年 2 月
USTR	National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers	2000 年
APEC	Chile's Individual Action Plan for Implementing Osaka Action/Agenda	2001 年

全体参考文献

	著者名	文献名	出版年月 (西暦)	出版社
1	通商産業省政策局	不公正貿易報告書 —WTO 協定から見た主要国の貿易政策—	2000 年 3 月	通商産業調査会 出版部
2	鷲見一夫	世界貿易機関を斬る	9 6 年 1 月	明窓出版
3	池田美智子	ガットから WTO へ —貿易摩擦の現代史—	9 6 年 8 月	筑摩書房
4	OECD 編 河合伸 訳	市場自由化の重要性	9 8 年 1 2 月	中央経済社
5	青木健 馬田啓一	WTO とアジアの経済発展	9 8 年 1 2 月	東洋経済新報社
6	三和総合研究所	海外投資ガイド = 中国 =	0 0 年 6 月	
7	三和総合研究所	海外投資ガイド = ベトナム =	9 6 年 8 月	
8	三和総合研究所	海外投資ガイド = フィリピン =	9 7 年 5 月	
9	三和総合研究所	海外投資ガイド = インドネシア =	0 0 年 9 月	
10	三和総合研究所	海外投資ガイド = タイ =	0 0 年 5 月	
11	アセアン事務局編 アセアンセンター 訳	フィリピン投資ガイド	0 0 年 7 月	
12	アセアン事務局編 アセアンセンター 訳	ASEAN 投資地域 暫定除外リストおよびセンシティブ・リスト	9 9 年 7 月	
13	アセアン事務局編 アセアンセンター 訳	ASEAN 諸国投資関係 政策・措置要覧	9 8 年 1 2 月	
14	アセアン事務局編 アセアンセンター 訳	アセアンへの投資	9 9 年 1 1 月	
15	アセアン事務局編 アセアンセンター 訳	ASEAN 投資協定ハンドブック		
16	アセアンセンター	ASEAN における貿易・投資の自由化の法的枠組み 域内経済協力の現状		
17	アセアンセンター	ASEAN における貿易・投資の自由化と円滑化	0 0 年 2 月	

18	三和総合研究所	サービス貿易自由化のあり方に関する調査研究報告書	99年9月	
19	日本貿易振興会 経済情報部	主要国による WTO 協定実施状況 —TRIM 協定、TRIPS 協定、ITA、 政府調達協定—	00年6月	
20	日本貿易振興会 経済情報部	WTO シアトル閣僚会議と次期貿易交渉（報告集）	00年2月	
21	三和総合研究所	次期 WTO 交渉における主要サービス産業の自由化に関する調査研究報告書	99年9月	
22	日本貿易振興会 経済情報部	WTO 次期交渉に向けた主要国の対処方針	99年6月	
23	日本貿易振興会 経済情報部	WTO 次期交渉の課題 —21 世紀に向けた新たな貿易の 枠組み作り— 海外の専門家による分析	00年1月	
24	国際協力事業団 委託先；日本貿易振興会	WTO 次期交渉の課題 —21 世紀に向けた新たな貿易の 枠組み作り— 国際シンポジウム開催報告書	99年8月	
25	JETRO	AFTA（ASEAN 自由貿易地域） —その概要と効果について—		
26	United Nations	Bilateral Investment Treaties 1959-1999	2000年	

略語リスト

略語	正式名称	日本語対訳
A		
AD	Anti-Dumping	アンチダンピング
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AFTA	ASEAN Free Trade Areas	ASEAN 自由貿易地域(協定)
AGCI	Agencia de Cooperacion Internacional	国際協力庁
AGILE	Accelerating Growth, Investment and Liberalization with Equity Activity	AGILE プロジェクト (USAID 対フィリピン協 力)
ALADI	Asociacion Latinoamericana de Integracion	ラテンアメリカ統合連合
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力会議
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
ASEM	Asia Europe Meeting	アジア・欧州会議
AusAid	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
B		
BAPPENAS	Badan Perencanaan Pembangunan Nasional (National Development Planning Agency)	(インドネシア)開発企画庁
BIP	Bureau of Intellectual Property	(タイ)知的財産委員会
BIS	Bureau of Import Services	(フィリピン貿易工業省)輸 入局
BITR	Bureau of International Trade Relations	(フィリピン貿易工業省)国 際貿易関係局
BTO	Build Transfer Operate	建設・移転・運営
BOC	Bureau of Customs	(フィリピン)関税局
BOI	Board of Investment	(タイ、フィリピン)投資委 員会
BOT	The Board of Trade	(タイ)商業会議所連合
BPS	Bureau of Product Standards	(フィリピン貿易工業省)製 品規格局
C		
CEPT	Common Effective Preferential Tariff	共通実効特惠関税
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CIEM	Central Institute for Economic Management	(ベトナム)経済管理中央研 究所
COV	Copy Right Office of Vietnam	ヴェトナム著作権局
CTRM	Committee of Tariff and Related Matters	(フィリピン)関税及び関連 する諸問題に関する委員会
CVD	Counter veiling duties	相殺関税
D		
DA	Department of Agriculture	(フィリピン)農業省
DBE	Department of Business and Economics	(タイ)商務省事業経済局

DFID	Department for International Development, U.K.	英国国際開発省
DFT	Department of Foreign Trade	(タイ商務省) 外国貿易局
DIP	Department of Intellectual Property	(タイ商務省) 知的財産局
DIT	Department of Trade and Industry	(フィリピン) 貿易工業省
DOF	Department of Finance	(フィリピン) 財務省
DOTC	Department of Transportation and Communication	(フィリピン) 運輸通信省
DS	Dispute Settlement	紛争処理
E		
EC	European Community	欧州共同体
EPO	European Patent Office	ヨーロッパ特許庁
EPU	Economic Planning Unit	(マレーシア) 経済開発企画院
EU	European Union	欧州連合
F		
FAO	Food and Agriculture Organization	国際連合食糧農業機関
FMM	Federation of Malaysian Manufacturers	マレーシア製造業者連合
FPO	Fiscal Policy Office	(タイ大蔵省) 財政経済局
FTI	The Federation of Thai Industries	タイ工業連盟
G		
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービス貿易一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税および貿易に関する一般協定
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
I		
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
IEC	International Electrotechnical Commission	国際電気標準会議
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IMP	Industrial Master Plan	工業化マスタープラン
INDECOPI	National Institute of the Defense of Competition and the Protection of Intellectual Property	(ペルー) 競争知的所有権保護庁
INKINDO	Ikatan Nasional Konsultan Indonesia (National Association of Indonesian Consultants)	インドネシアコンサルタント協会
INTAN	National Institute of Public Administration	(マレーシア) 国立行政協会
IPO	Intellectual Property Office	(フィリピン貿易工業省) 知的所有権局
IPTC	Intellectual Property Training Center	(マレーシア) 知的財産権研修センター
ISO	International Standardization Organization	国際標準化機構
J		
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力事業団

JODC	Japan Overseas Development Corporation	海外貿易開発協会
K		
KADIN	Kamar Dagang dan Industri Indonesia (The Indonesian Chamber of Commerce and Industry)	インドネシア商工会議所
KIEP	Korea Institute for International Economic Policy	韓国国際経済政策研究所
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
L		
LAES	Latin American Economic System	ラテンアメリカ経済機構
M		
MEF	Ministry of Economy and Finance	(ペルー) 経済・財務省
MFN	Most-favored nation	最恵国待遇
MIDA	Malaysian Industrial Development Authority	マレーシア工業開発庁
MITI	Ministry of International Trade and Industry	(マレーシア) 通商産業省
MITINCI	Ministry of Industry, Tourism, Integration and International Trade Negotiation	(ペルー) 産業観光統合貿易 交渉省
MOIT	Ministry of Industry and Trade	(インドネシア) 商工省
MOJ	Ministry of Justice	(ヴェトナム) 司法省
MOT	Ministry of Trade	(ヴェトナム) 商業省
MPI	Ministry of Planning and Investment	(ヴェトナム) 計画投資省
MOSTE	Ministry of Science, Technology & Environment	(ヴェトナム) 科学技術環 境省
MVDP	Motor Vehicle Development Plan	(フィリピン) 自動車開発計 画
N		
NEDA	National Economic Development Agency	(フィリピン) 経済開発庁
NEP	New Economic Policy	(マレーシア) 新経済政策
NDP	New Development Plan	国家開発計画
NFA	National Food Authority	(フィリピン) 国家食糧局
NOIP	National Office of Industrial Property	(ヴェトナム) 工業所有権 庁
NTC	National Telecommunication Commission	(タイ、フィリピン) 国家電気 通信委員会
O		
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
P		
PCCI	Philippine Chamber of Commerce and Industry	フィリピン商工会議所
PFP	Partners for Progress	(APEC) 前進のためのパ ートナー
S		
SBV	State Bank of Vietnam	ヴェトナム国立銀行
SEC	Securities Exchange Commission	(フィリピン) 証券取引委員 会
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures	衛生及び植物検疫協定

STAMEQ	Directorate for Standards and Quality	(ヱィヱトナム) 標準品質局
T		
TBA	The Thai Bankers Association	タイ銀行協会
TBT	Agreement on Technical Barriers to Trade	貿易の技術的障害に関する協定
TC	Tariff Commission	(フィリピン) 関税委員会
TDRI	Thailand Development Reserch Institute	タイ開発調査研究所
TISI	Thai Industrial Standards Institute	工業省タイ工業規格研究所
TPRB	Trade Policy Review Body	(WTO) 貿易政策検討機関
TRIM	Trade-Related Investment Measures	貿易関連投資措置
TRIPS	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	貿易関連知的財産権協定
U		
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国際連合貿易開発会議
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
USTR	United States Trade Representative	米国通商代表部
V		
VAT	Value-added Tax	付加価値税
VNPT	Vietnam Posts and Telecommunications Corporation	ヱィヱトナム国家郵政通信公社
W		
WCO	World Customs Organization	世界税関機構
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関